

総合福祉部会 第18回	
H23.8.30	参考資料3
近藤委員提出資料	

平成23年8月12日

総合福祉部会
部長 佐藤 久夫 様

総合福祉部会
構成員 近藤 正 臣

「障害者総合福祉法（仮称）骨格提言素案」に対する意見

7月26日に示されました「障害者総合福祉法（仮称）骨格提言素案」につきまして、旧法授産施設、就労継続支援事業所、就労移行支援事業所等障害者に「働く」場を提供する施設を会員とする全国社会就労センター協議会としては、働くことを希望する障害者が働く場を失うことがないために、下記の点につきまして、譲ることのできない事項でありますので、骨格素案に盛り込んでいただくことを強く要望いたします。盛り込まれない場合には、総合福祉部会構成員としての責任が果たせません。

記

1. 「障害者の就労の場」を創設すること

骨格素案では、これまでの「福祉的就労の場」を、「障害者就労センター」と「ダイアクティビティセンター（作業活動支援部門）」に再編成されている。

「障害者就労センター」は労働法を適用し、「ダイアクティビティセンター（作業活動支援部門）」は社会参加活動の場である。

現在20万人に及ぶ福祉的就労の場で働く障害者の平均工賃は約12,000円～13,000円（就労継続支援A型事業を除く）であり、労働法を適用することが可能な人々のごく僅かである。

働くことを希望する障害者が、働く場を失うことがないように、条件整備が整うまでの間、上記の2事業に加え、平成23年7月26日付けの意見書でも述べた、労働法を一部適用（労災保険、雇用保険等）した「労働者性の確保が難しい障害者の就労の場」（障害者の就労の場、名称は別途検討）を創設することが不可欠である。

2. 一般就労ではない就労の場は総合福祉法に位置づけること

「障害者就労センター」、「障害者の就労の場」で働く障害者には、生活を含めきめ細かく支援する施策が必要であり、安定的かつ持続性ある運営のためにも、これらの福祉的就労の場は総合福祉法に位置づけ、福祉予算で税により担保することが不可欠である。障害者雇用促進法あるいはそれにかわる新法（労働法）で規定することには断じて反対である。

3. 予算、財源や、仕事の確保策等を明示すること

貸金補填の制度化や、全国共通の仕組みで提供される支援について、その予算、財源を明確に示すこと。

また、適切な仕事を安定的に確保するとあるが、これまでハート購入法案についても成立にいたっていない。現在、確立されていない制度を前提とした制度設計は現実的ではない。今後の制度化に向けた工程を明示すること。